

平成十三年法律第八十六号

行政機関が行う政策の評価に関する法律

実施し、又は実施しようとして

連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。

社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

第二章 総則(第一条―第四条)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第三章 行政機関が行う政策評価(第六条―第十一條)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条―第十八条)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第五章 雑則(第十九条―第二十二條)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第六章 附則

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第七章 第一章 総則

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二章 政策評価の結果の取扱い

第一条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならない。

第二条 政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならない。

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第三章 行政機関が行う政策評価(基本計画)

第一条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

第二条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第四章 事後評価の実施計画

第一条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

第二条 行政機関の長は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第五章 事後評価の実施

第一条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第六章 行政機関の実施

第一条 行政機関は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第七章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第八章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第九章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十一章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十二章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十三章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十四章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第十五章 行政機関の長

第一条 行政機関の長は、その所掌に係る政策に基づき、適時に、その政策効果(当該政策に基づき

第二条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

第三条 行政機関の長は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができるとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

**（評価書の作成等）**

**第十条** 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

（政策への反映状況の通知及び公表）

**第十一条** 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

**第四章 総務省が行う政策の評価**

**（総務省が行う政策の評価）**

**第十二条** 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であつてその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に關係する政策であつてその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改め政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するため当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合にお

いて当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があつた場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

**（総務省が行う政策の評価に関する計画）**

**第十三条** 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
  - 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
  - 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
  - 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第十四条** 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

**第十五条** 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができ。

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に關連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

- 一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の業務
- 二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立す

べきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務

三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

四 国の委任又は補助に係る業務

3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるもの）に限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。この場合において、書面により又は実地に調査することができ。この場合においては、あらかじめ、關係する地方公共団体との意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の關係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

**第十六条** 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して關係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

**第十七条** 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果があると認めるときは、關係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

3 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特

に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

（評価及び監視との連携の確保）

**第十八条** 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第十二号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

**第五章 雑則**

**（国会への報告）**

**第十九条** 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価（以下「政策評価等」という。）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

（政策評価等の方法に關する調査研究の推進等）

**第二十条** 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に關する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に從事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

（政策評価等に関する情報の活用）

**第二十一条** 総務大臣は、政策評価等の効率性のかつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に關し必要な措置を講ずるものとする。

（所在に關する情報の提供）

**第二十二条** 総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に關する情報の提供に關し必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**

**抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（検討）**

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごとに」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

**第四条** 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であつて、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

**附則** (平成一五年四月九日法律第二三  
号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二四年六月二七日法律第四  
七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成二五年五月三一日法律第二  
八号) 抄

**第一条** この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。)及び第五十条の規定 公布の日

二 第三条、第二十八条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の改正規定に限る。)及び第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に

一号を加える改正規定を除く。)の規定 番号  
利用法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の  
日

**附則** (平成二七年九月九日法律第六五  
号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二條、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二八年一月一日

**附則** (平成二七年九月一日法律第六  
六号) 抄

**第一条** この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

**附則** (平成三〇年七月二七日法律第八  
〇号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十九号第一項第四十四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条、第八条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第十二条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十二条、第十四条(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。)、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日